

1. 前条の会議に出席する締約国の代表には、科学、行政その他の適当と認められる分野において博識された知識及び経験により豊富又は本職の専門家とする者を含めるべきである。

2. 会議に代表を出席させる各締約国は、一の票を有するものとし、勧告、決議及び決定は、この条約に別改の定めがない限り、出席しかつ投票する締約国の単純過半数により採択される。

◎世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

採択日 一九七二年一月十六日（ネネコ）
効力発生日 一九七二年二月三日
日本国 一九七二年六月十九日國會承認、六月二二日内閣決定、六月三〇日受諾書登記、九月二八日公布、条約第七号、九月三〇日簽訂

国際連合教育科学文化機関の総会は、一千九百七十二年十月十七日から十一月二十一日までパリにおいてその第十七回国会期として会合し、

文化遺産及び自然遺産が、衰亡という在来の原因によるのみでなく、一層深刻な破壊又は破滅という現象を伴つて事態を悪化させている社会的及び経済的状況の変化によつても、ますます破壊の脅威にさらされていることに留意し、

文化遺産及び自然遺産のいずれの物件が損壊し又は滅失することも、世界のすべての国民の遺産の憂うべき危険性を意味することを考慮し、これららの遺産の国内的保護に多額の資金を必要とするため並びに保護の対象となる物件の存在する国のある経済的、学術的及び技術的な能力が十分でないために、国内的保護が不完全なものになりがちであることを考慮し、

国際連合教育科学文化機関は、同機関が世界の遺産の保存及び保護を確保し、かつ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告することにより、知識を維持し、増進し及び普及することを規定していることを想起し、

文化財及び自然の財に関する現在の国際条約、国際的な勧告及び国際的な決議が、この種類及びかけがえのない物件（いすれの国民に属するものであるかを問わない）を保護することが世界のすべての国民のために重要であることを明らかにしていることを考慮し、

文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しておらず、したがつて、人類全体のための世界の遺産の一部として保存する必要があるものがあることを考慮し、

このような文化遺産及び自然遺産を管掌する新たな指揮の大きさ及び重大さにかんがみ、当該国がどる措置の代わりにはならないまでも有效的手段となる集団的な援助を挙げることによって、頗る普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護に参加することができる、国際社会全体の任務であることを考慮し、

このため、頗る普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を集団で保護するための効果的な体制であつて、常設的に、かつ、現代の科学的方法により組織されたものを確立する新たな措置を、条約の形式で採択することが重要であることを考慮し、

この条約を一千九百七十二年十一月十六日に採択する。

I 文化遺産及び自然遺産の定義

第一条

この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。

記念工作物 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであつて、歴史上、芸術上又は学術上頗る普遍的価値を有するもの建造物群独立して又は連結して建造物の群であつて、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上頗る普遍的価値を有するもの遺跡、人工工の所産（自然と結合したものも含む）及び考古学的遺跡を含む区域であつて、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上頗る普遍的価値を有するもの

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

無生物又は生物の生痕又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であつて、観賞上又は学術上頗る普遍的価値を有するもの地質学的又は地形学的形成物及び齊威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区別が明確に定められている地域であつて、学術上又は保存上頗る普遍的価値を有するもの自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であつて、学術上、保存上又は景觀上頗る普遍的価値を有するもの

前二条に規定する種々の物件で自国の領域内に存在するものを認定し及びその区域を定めることは、締約国の役割である。

II 文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護

第四条

締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自己に課された義務であることを認識する。このため、締約国は、自國の有するすべての能力を用いて並びに適切な場合には取得し得る国際的な援助及び協力、特に財政上、芸術上、学術上及び技術上の援助及び協力を得て、最善を尽くすものとする。

第五条

締約国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的な措置を講じることを確保するため、可能な範囲内で、かつ、自國にとつて適切な場合には、次のことを行ふよう努める。

第六条

(a) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための機関が存在しない場合には、適当な職員を有し、かつ、任務の遂行に必要な手段を有する一又は二以上の機関を自国の領域内に設置すること。
(b) 学術的及び技術的な研究及び調査を発展させること並びに自國の文化遺産又は自然遺産を管掌する危険に対処することを可能にする実施方法を開拓すること。
(c) 文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備

及び活用のために必要な立法上、技術上、行政上及び財政上の適切な措置をとること。
(d) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

第七条

1. 締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産が世界の遺産であることを並びにこれららの遺産の保護について協力することが国際社会全体の義務であることを認識する。この場合において、これらの遺産が領域内に存在する国は、これを十分に尊重するものとし、また、国内法令に定める財産権は、これを害するものではない。

2. 締約国は、この条約に従い、第十二条の2及び4に規定する文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存及び整備につき、当該遺産が領域内に存在する国との間の取扱いを与え並びにこれららの遺産の保護を総合的な計画の中に組み入れるために一般的な政策をとること。

第八条

この条約において、世界の文化遺産及び自然遺産の国際的保護とは、締約国がその文化遺産及び自然遺産を保存し及び認定するために努力することを支援するための国際的な協力及び援助の体制を確立することであると了解される。

III 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会

第九条

この条約により国際連合教育科学文化機関に、頭

著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会（以下「世界遺産委員会」という。）を設置する。同委員会は、同機關の総会の通常会期の間に開催される締約国会議において締約国により選出される十五つの構成国によって構成される。同委員会の構成国の數は、この条約が少なくとも四十の国について效力を生じた後ににおける最初の締約国会議が開かれた年に一千一十とする。

- 2 世界遺産委員会の構成国の選出に当たっては、世界の異なる地域及び文化が平衡に代表されることを確保する。3 世界遺産委員会の会議には、文化財の保存及び修復の研究のための国際センター（ローマ・センタ）の代表一人、記念物及び遺跡に関する国際会議（ICOOS）の代表一人及び自然及び天災資源の保全に関する国際会議（ICCN）の代表一人が、がん願間の資格で出席することができるものとし、国際連合教育科学文化機関の総会の運営会期の間に開催される締約国会議における締約国の要請により、同様の目的を有する他の政府間機関又は非政府機関の代表も、願間の資格で出席することができ

第九条

- 1 世界遺産委員会の構成国の任期は、当該構成国が選出された時に開催されている国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期の終わりから当該通常会期の後に開催される三回目の通常会期の終わりまでとする。
 - 2 もうとも、最初の選舉において選出された世界遺産委員会の構成国の三分の一の任期は当該選舉が行われた総会の通常会期の後に開催される最初の通常会期の終わりに、また、同時に選出された構成国他の三分の一の任期は当該選舉が行われた総会の最

7 世界遺産委員会は、当該国の同意を得て、2及び
4に規定する一覧表の作成に必要な研究及び調査を
調整し及び実施する。

總二三

- 1 世界遺産委員会は、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であつて、締約国が管轄区域内に存在し、かつ、第十二条の2及び4に規定する一覧表に記載されており又は記載されることが適当であるが過ぎた記載されていないもののにつき、当該締約国が表明する国際的援助の要請書を受理し、検討する。当該要請は、当該物件を保護し保存し、整備し又は活用することを確保するために行なうことができる。
 - 2 用することを確実にするために、専門調査の結果更に調査を行うことが必要と認むられる場合には、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産を認定するためにも行なうことができる。
 - 3 世界遺産委員会は、これらの要請についてとられる措置並びに適当な場合には援助の性質及び範囲を決定するものとし、同委員会のための当該政府との間の必要な取扱いの継続を承認する。
 - 4 世界遺産委員会は、その活動の優先順位を決定するものとし、その優先順位の決定に当たり、保護を必要とする物件が世界の文化遺産及び自然遺産において有する重要性、自然環境又は世界の諸国民の特質及び歴史を最もよく代表する物件に対して国際的援助を与えることの必要性、実施すべき作業の緊急

常会期の後に開催される二回目の通常会期の終わりに、常に終了する。これらの構成国は、最初の選挙の後に国際連合教育科学文化機関の総会議長によりくりかえりで選ばれる。
3 世界遺産委員会の構成国は、自国の代表として文化遺産又は自然遺産の分野において資格のある者を選定する。

- 1 世界遺産委員会は、その手続規則を採択する。

2 世界遺産委員会は、特定の問題について協議するため、公私の機関又は個人に対し会議に参加するよう命じる。

3 いつでも交渉譲ることができる。

4 世界遺産委員会は、その任務を遂行するために同委員会が必要と認める諮問機関を設置することができる。

第十一

- 1 一部を構成する物件で、自國の領域内に存在し、かつ、
2 2に規定する一覧表に記載することができるものとし、当該物件の所在地及び重要性に関する資料を
3 世界遺産委員会は、1の規定に従つて締約国が提出する用意に基づき、第一条及び第二条に規定する文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であつて、同委員会が自己の定めた基準に照らして顯著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を「世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、當時最新のものとし及び公表する。最新の一覧表は、少なくとも1年間に一回配布される。

3 世界遺産一覧表に物件を記載するに当たつては、当該国との同意を必要とする。一以上の国が主権又は

管轄権を主張している領域内に存在する物件を記載することは、その紛争の当事国の権利にいかなる影響を及ぼすものではなし。

- 4 世界遺産委員会は、事情により必要とされる場合で、世界遺産一覧表に記載されている物件であつては、保存のために大規模な作業が必要とされ、かかるこの条約に基づいて援助が要請されているものの「一覧表を「危険にさらされている世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。危険にさらされている世界遺産一覧表には、当該作業に要する経費の見積りを含むるものとし、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であつて、重量大かつ特別な危険にさらされているものののみを記載することができる。このようないくつかは民間事業又は急進に進む損壊、大規模な公共事業若しくは民間事業又は急激な都市開発事業若しくは観光開発事業に起因する滅失の危険、土地の利用又は所有権の変更に起因する破壊、原因が不明である大規模な変化理由のいかんを問わない放棄、武力紛争の発生及びそのおそれ、大規模な災害及び異常、大火、地盤波及び地滑り、噴火並びに水位の変化、洪水及び津波が含まれる。同委員会は、緊急の必要がある場合に、いつでも、危険にさらされている世界遺産一覧表に新たな物件の記載を行うことができるものとし、その記載について直ちに公表することができる。

5 世界遺産委員会は、文化遺産又は自然遺産を構成する物件が2及び4に規定するいずれかの一覧表に記載されるための基準を定める。

6 世界遺産委員会は、2及び4に規定する一覧表のいずれかへの記載の要請を拒否する前に、当該文化遺産又は自然遺産が領域内に存在する締約国と協議する。

世界遺産委員会の書類及び会議の議事日程を作成し、並びに同委員会の決定の実施について責任を負う。

世界の文化遺産及
保護のための基金

- 第十五条 この条約により頃著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金（以下「世界遺産基金」という。）を設立する。

世界遺産基金は、国際連合教育科学文化機関の財政規則に基づく信託基金とする。世界遺産基金の資金は、次のものから成る。

 - (a) 締約国の分担金及び任意拠出金
 - (b) 次の者がからの拠出金 贈与又は遺贈
 - (i) 締約国以外の国
 - (ii) 国際連合教育科学文化機関、国際連合の他の機関（特に国際連合開発計画）又は他の政府間機関
 - (c) 公私の機関又は個人
 - (d) 同基金の資金から生ずる利息
 - (e) に企画された行事による収入
 - (f) 世界遺産委員会が作成する同基金の規則によつて認められるその他のあらゆる資金

世界遺産基金に対する拠出及び世界遺産委員会に対するその他の形式による援助は、同委員会が決定する目的のみ使用することができる。同委員会は、特定の計画又は事業に用途を限った拠出を受け得ることがでできる。ただし、同委員会が当該計画又は事業の実施を決定している場合に限る。同基金に対する拠出には、いかなる政治的な条件も付することができない。

第十六条

1 締約国は、追加の任意拠出金とは別に、二年に一回定期的に世界遺産基金に分担金を支払うことを約束する。この分担金の額は、国際連合教育科学文化機関の総会の間に開催される締約国会議がすべての締約国について適用される同一の百分率により決定する。

2 2 もともと、第三十一条及び第三十二条に規定する国は、批准書、受諾書又は加入書を審査する際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。

3 3 2の宣言を行った締約国は、国際連合教育科学文化機関事務局長に通告することにより、いつでもその宣言を撤回することができる。この場合には、その宣言の撤回は、当該締約国が支払べき分担金につき、その後の最初の締約国会議の日まで効力を生じない。

4 4 2の宣言を行った締約国の大出金は、世界遺産委員会がその活動を実効的に計画することができるようするために、少なくとも二年に一回定期的に支払う。その拠出金の額は、1の規定に拘束される場合に支払うべき分担金の額を下回ってはならない。

5 5 に当該年度及びその直前の暦年度についての分担金又は任意拠出金の支払が延滞している締約国は、世界遺産委員会の構成国に選出される資格を有しない。ただし、この規定は、最初の選舉についてではなく用いない。支払が延滞している締約国であつて、同規則会員の構成国であるものの任期は、第八条1に規定する選舉の時に終了する。

かかる。

第二十四条

大規模な国際的援助の供与に先立ち、詳細な学術的、経済的及び技術的な研究が行われなければならぬ。これらの研究は、文化遺産及び自然遺産の保護、保存、整備及び活用のための最も進歩した技術を利用するものとし、この条約の目的に適合するものでなければならぬ。これらの研究は、また当該国が利用し得る能力を合理的に用いる方法を追求するものとする。

第二十五条

国際社会は、原則として、必要な作業を受ける経費の一部のみを負担する。国際的援助を受ける国は、財政的に不可能な場合を除くは、各計画又は事業に充てられる資金のうち相当な割合の額を拠出する。

世界遺産委員会及び国際的援助を受ける国は、両者の間で締結する協定において、この条約に基づいて国際的援助が与えられる計画又は事業の実施条件を定める。当該国際的援助を受ける国は、当該協定に定める統一条件に従い、このようにして保護される物件を引き続き保護し、保存及び整備する責任を負う。

VI 教育事業計画

1 締約国は、あらゆる適切な手段を用いて、教育及び広報事業計画を通じて、自国民が第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産を評価し及び尊重することを強化するよう努める。

2 並びにこの条約に従つて実施される活動を広く公衆に周知させることを約束する。

第二十八条

締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産の保護のための専門家を求めるなどを目的とし、考慮し又は奨励する。

締約国は、世界遺産基金のため国際連合教育科学文化機関の主権の下に組織される国際的な募金運動に対して援助を与えるものとし、このため、第十五条规定する機関が行う募金について便宜を与える。

V 国際的援助の条件及び態様

いかなる締約国も、頭書な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で自国の領域内に存在するものため、国際的援助を要請することができる。締約国は、当該要請を行う場合には、自所有しており、かつ、世界遺産委員会が決定を行つて必要とされる第二十一条に規定する情報及び資料を提出する。

この条約に規定する国際的援助は、第十三条2、第十二条(c)及び第二十三条の規定が適用される場合を除くは、文化遺産又は自然遺産を構成する物件であつて、世界遺産委員会が第十二条の2及び4に規定する一覧表のいずれかに記載することを決定し又は決定することとなつているもののみを与えることができる。

1 世界遺産委員会は、国際的援助の要請を検討する手続及び要請書の記載事項を定める。要請書は、作業計画、必要な作業、作業に要する経費の見積り、緊急度及び援助を要請する国の資力によってすべて

この条約に基づいて国際的援助を受ける締約国は、援助の対象となる物件の重要性及び当該国際的援助の果たした役割を周知させるため、適當な措置をとる。

VI 報告

1 締約国は、国際連合教育科学文化機関の総会に決定する期限及び様式で同総会に提出する報告において、この条約を適用するために自國がどつた立法措

置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験

2 の詳細に關する情報を提供する。

3 1の報告については、世界遺産委員会に通知する。

世界遺産委員会は、その活動に関する報告書を国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期ごとに提出する。

VII 最終条項

1 この条約は、ひどく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

2 これによつて、この条約は、ひどく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

3 世界遺産委員会は、その活動に関する報告書を国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期ごとに提出する。

VIII 最終条項

1 この条約は、ひどく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

2 これによつて、この条約は、ひどく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

3 世界遺産委員会は、その活動に関する報告書を国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期ごとに提出する。

IX 第三十一条

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の加盟国により、それぞれ自國の憲法上の手続に従つて批准

2 され又は受諾されなければならない。

3 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。

X 第三十二条

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非加盟

2 国で同機関の総会が招請するすべての国による加入

3 のために開放しておくる。

の経費を賄うことができない理由を明らかにするものとする。要請書は、できる限り、専門家の報告書によつて裏付けられなければならない。

2 天災その他の災害に起因する要請は、緊急な作業を必要とすることがあるため、世界遺産委員会が直ちにかつ優先的に考慮するものとし、同委員会は、このような不測の事態に備えて同委員会が使用することができる予備基金を設けるものとする。

3 世界遺産委員会は、決定に先立ち、同委員会が必要と認める研究及び協議を行う。

4 世界遺産委員会は、次の形態の援助を供与することができる。

(a) 第十二条の2及び4に規定する文化遺産及び自然遺産の保護、保存、整備及び活用において生ずる云々上、学术上及び技術上の問題に関する研究

(b) 同委員会が承認した作業が正しく実施されることを確保するための専門家、技術者及び熟練工の提供

(c) 文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用の分野におけるあらゆる本革の職員及び専門家の養成

(d) 当該国が所有せず又は入手することができない機材の供与

(e) 長期で返済することができる低利又は無利子の貸付け

(f) 例外的かつ特別の理由がある場合における返済を要しない補助金の供与

世界遺産委員会は、また、文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用の分野におけるあらゆる水準の職員及び専門家のための全国的又は地域的な研修センターに対して国際的援助を与えることができる。

この条約は、二十番目の批准書、受諾書又は加入書が寄託された日の後三箇月で、その寄託の日以前に批

准書、受諾書又は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、その他の国については、その他の批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後三箇月で

この条約は、二十番目の批准書、受諾書又は加入書

が寄託された日の後三箇月で、その寄託の日以前に批

准書、受諾書又は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。

この条約は、連邦又は中央の立法機

の立法権の下で実施されるものであり、かつ、連邦の立法権

は、この条約の規定であつて連邦又は中央の政府の義務は、連邦制をとつてない締約国との義務と同一とする。

(b) この条約の規定であつて邦、州又は県の立法権の下で実施されるものであり、かつ、連邦の立法権

制度によつて邦、州又は県が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府に對し、採択についての報告をしてその規定を通報する。

この条約は、この条約を廢棄することができる。

2 废棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。

3 废棄は、廢棄書の受領の後十二箇月で効力を生ずる。廢棄は、脱落が効力を生ずる日までは、廢棄を行つた国が政府の義務に影響を及ぼすものではない。

4 国際連合教育科学文化機関事務局長は、同機関の加

盟国及び第三十二条に規定する回機関の非加盟国並びに国際連合に対し、第三十一条及び第三十二条に規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の登記並びに前条に規定する施設を通報する。

第三十七条
1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会において改正することができる。その改正は、改正条約の当事国となる国のみを拘束する。
2 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

第三十八条

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合憲章第二百二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

一千九百七十二年十一月二十三日にパリで、総会の第十七回金剛の議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長の署名を有する本書二通を作成した。これらの二者は、同機関に寄託するものとし、その訳説原本は、第三十二条及び第三十二条に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、ハ
で開催されて一千九百七十二年十一月二十一日に閉会、
宣言されたその第十七回会期において、正に採択、
た条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百七十二年十一月二十三日に署名した。

◎D八十八禁(CTES)

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

作成署名	一九七三年三月三日(マシントン)
効力発生	一九七五年一二月二一日
日本国	一九八〇年四月二五日国会承認、七月二九日内閣決定、八月六日受諾書蓄
改	一九八一年四月二三日公布。条例第二五号
正	一九七九年六月二二日採択(ボン)八七年四月二三日効力発生、日本国
	八七年四月一〇日公布。条例第一〇二

締約国は、
美しくかつ多様な形体を有する野生動植物が現在及
び将来の世代のために保護されなければならない地球
の自然の系のかげがえのない一部をなすものであるこ
とを認識し、
野生動植物についてはその価値が藝術上、科學上、
文化上、レクリエーション上及び經濟上の見地から被
きず増大するものであることを意識し、
國民及び國家がそれぞれの國における野生動植物の
最も良の保護者であり、また、最も良の保護者でなければ
ならないことを認識し、
更に、野生動植物の一一定の種が過度に国際取引に利
用されることのないようこれららの種を保護するために
国際協力が重要であることを認識し、
このため、適當な措置を躊躇にとる必要があること

- (5) 「管理当局」とは、第九条の規定により指定される国の管理機関をいう。

(6) 「締約国」とは、その国についてこの条約が效力を生じている国をいう。

第二条 基本原則

附屬書 I には、絶滅のおそれのある種であつて取引による影響を受けており又は受けることのあるものと掲げる。これらの種の標本の取引は、これら種の存続を更に脅かすことのないよう特に厳重に規制するものとし、取引が認められるのは、例外的な場合に限る。

附屬書 II には、次のものを掲げる。

(a) 現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなる利用がされないようにするためにその標本の取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となるおそれのある種。

(b) (a)の種以外の種であつて、(a)の種の標本の取引を効果的に取り締まるために規制しなければならない種。

3 附屬書 III には、いずれかの締約国が、捕獲又は採取を防止し又は制限するための規制を当該国管理当局において行ふ必要があると認め、かつ、取引の取締りのため他に締約国協力が必要であると認める種を掲げる。

4 締約国は、この条約に定めるところによる場合を除くほか、附屬書 I、附屬書 II 及び附屬書 III に掲げる種の標本の取引を認めない。

第三条 附屬書 I に掲げる種の標本の取引

1 に対する規制

2 附屬書 I に掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。

3 附屬書 I に掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合のみ発給される。

(a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本係る種の存続を脅かすこととなるないと助言したこと。

(b) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に関する自國の法令に違反して入手されたものでないことを認めたこと。

(c) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を苦しめ、虐待される危険性をできる限り小さくするよう準備され、かつ、輸送されると認めること。

(d) 輸出国の管理当局が、標本につき輸入許可書の発給を受けていると認めること。

4 附屬書 I に掲げる種の標本の輸入については、事前に発給を受けた輸入許可書及び輸出許可書又は輸入許可書及び再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。輸入許可書は、次の条件が満たされた場合のみ発給される。 (a) 輸入国の科学当局が、標本の輸入が当該標本係る種の存続を脅かす目的のために行われるものでないことを助言したこと。 (b) 生きている標本の場合には、輸入国の科学当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。 (c) 輸入国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないことを認めること。

を確信して、
次のとおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、文脈に上つて別に解釈される場合を除くほか、

- (a) 「種」とは、種若しくは亞種又は種若しくは亜種に係る地理的に隔離された個体群をいう。

(b) 「標本」とは、次のものをいう。

(i) 樹木の死生の別を問わず動物又は植物の個体

(ii) 動物にあつては、附屬書Ⅰ若しくは附屬書Ⅱに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもの、又は附屬書Ⅲに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもののうちそれぞれの種について附屬書Ⅳ若しくは附屬書Ⅴにより特定されるもの

(iii) 植物にあつては、附屬書Ⅰに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもの、又は附屬書Ⅱ若しくは附屬書Ⅲに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもののうちそれぞれの種について附屬書Ⅳ若しくは附屬書Ⅴにより特定されるもの

(c) 「取引」とは、輸出、再輸出、輸入又は海上から陸上への持込をいい。

(d) 「再輸出」とは、既に輸入されている標本を輸出することをいい。

(e) 「輸入」は「港から陸上の持込み」とは、いずれの国の管轄下にもない海岸環境において捕獲され又は採取された種の標本をいずれかの国へ輸送することをいう。

(f) 「科学当局」とは、第九条の規定により指定される國の科學機關をいい。

(b) るところにより自國に輸入されたと認めること。

(c) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、標本が傷を受け、健康を損ね若しくは生存を害し又は虐待される危険性ができる限り小さくするように準備され、かつ輸送されると認めるること。

(d) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、輸入許可書の発給を受けていると認めるこ

3. と。と。

附屬書 I に掲げる種の標本の海から陸地への持込みについては、当該持込みがされる国の管理当局から事前に正明書の発給を受けていることを必要とする。正明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給され

(a) 当該持込みがされる国の科学当局が、標本の持込みが当該標本に係る種の存続を脅かすことからならないと判断していること。

(b) 生きている標本の場合には、当該持込みがされる国の管理当局が、受取しようとする者がこれを収容し及びその世話をするために適当な設備を有していると認めるうこと。

(c) 当該持込みがされる国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないと認めること。

第四条 附屬書IIに掲げる種の標本の取引に対する規制

- 附屬書Ⅱに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。
附屬書Ⅱに掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
(a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に